基山町非常勤嘱託職員募集保健師等を募集します!

(申込み先)総務企画課 給与係 ☎92-7915 (業務内容について)健康増進課 子育て包括支援係 ☎85-9095

町では、非常勤嘱託職員を募集します。雇用期間は令和元年12月1日(日)~令和2年3月31日(火)までです。 希望される方は、顔写真を貼った履歴書を提出してください(郵送可)。履歴書は、市販のものでも結構ですが、 総務企画課で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。一度提出していただいた履歴 書は、返却できませんのでご了承ください。また、詳しい業務内容については、担当課へお問い合わせください。 ▽申込み締切日 11月11日(月)必着※土・日曜日を除く(締切後も採用が完了するまで募集は継続します)

募集 職種	募集 人員	募集資格	業務内容	勤務日数・時間	賃金 (このほか通勤に係る 交通費相当分を加算)	勤務先
保健師 又は 助産師 又は 臨床心理士 公福祉士	1名	・募集職種の資格所有者 ・普通自動車運転免許所有	母子保健業務 (妊娠・出産・育 児に関する相談 対応、支援プラン の作成などの子 育て世代包括支 援センター事業に 関わる業務)	る。(祝日を除く月曜日から金曜日。有給休暇あり)午前8時30分~午後5時(うち休憩1時間)※は急事業業の際には日出	保健師・助産師 199,700 円 / 月	基山町保健センター
		者で、簡単なパソコン操作ができる方 ・民間企業・自治体等で保健師としての在職期間(継続して1年以上就業した期間の通算)が3年以上ある方・募集職種の資格所有者			臨床心理士 204,800 円 / 月	
					社会福祉士 194,000 円 / 月	
				74. L2 JPD LL 01X 02 2	保健師・助産師 180,700 円 / 月	
		・普通自動車運転免許所 有者で、簡単なパソコン			臨床心理士 187,200 円 / 月	
		操作ができる方			社会福祉士 170,100 円 / 月	

交通事故を未然に防ぎましょう! 交通安全講習会を開催します

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

町では、交通ルールの順守とマナーの向上を推進するため、鳥栖警察署から講師を招き、講習会を開催します。 講習会では、実際に起こった事故の原因解説や電動カートの乗り方などの説明をしていただきますので、ぜ ひ参加してください。皆さんの尊い命を交通事故から守るため、運転者も危険予知に磨きをかけ、交通安全に 努めましょう。

▽日時 11月22日(金) 午後2時~3時

▽場所 基山町民会館小ホール

▽**内容** 「守ろう交通ルール、高めよう交通マナー」

▽**共催** 鳥栖三養基地区交通安全協会



防災の意識を高めましょう! 基山町消防団秋季防火訓練を実施します

問 総務企画課 防災係 ☎92-7915

11月10日(日)に、基山町消防団第2部管内の正応寺地区で、基山町消防団秋季防火訓練を実施します。この 訓練に併せて、社会福祉協議会による災害救援講習会も行われます。

この訓練は、秋季火災予防運動の一環として、住民の生命と財産を火災から保護するとともに、防火・防災意識の高揚を図るために実施します。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▽日時

11月10日(日) 午前7時15分~10時30分

▽場所

基山町消防団第2部管内の宝満宮付近

※火災発生(午前8時頃)と鎮火(午前8時30分頃)にサイレン吹鳴をします。

秋季火災予防運動が実施されます

問 鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部 予防課建設係 ☎83-7996

11月9日(土)から15日(金)までの7日間、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

鳥栖・三養基地区消防事務組合では、午後9時にサイレンを吹鳴し、火災への注意を呼びかけます。

住宅防火 いのちを守る 7 つのポイント~ 3 つの習慣と 4 つの対策~ ▽ 3 つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にやめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

▽4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

ひとつずつ いいね!で確認 つれ元年度全国統一防火標語

火

0

用心



11月9日は119番の日

過 鳥栖・三養基地区消防事務組合 ☎85-0119▷火災・災害の問合せ先 ☎0180-999-555

11月9日は、119番の日です。救急車の適正な利用にご協力ください。 症状が軽い、交通手段がないなど、緊急性がなく自力で病院に行ける場合は、 救急車以外の交通機関等を利用してください。

火災や災害の問合せのために119番をかけるのは絶対におやめください。

